

流山市地域公共交通計画及び 市の公共交通を補完する福祉施策について

流山市地域公共交通計画について

【目次】

1. 流山市地域公共交通計画とは
2. 公共交通の現状とサービス導入の検討
3. 代替手段導入の検討

流山市 まちづくり推進部
まちづくり推進課 交通計画推進室
令和8年5月22日(金)

1. 流山市地域公共交通計画とは

- 市内の公共交通サービスを「持続可能」なものとするための、取り組みや方針を示した計画
- 交通事業者、市民等で構成された「地域公共交通活性化協議会」の協議を経て、令和4年2月に流山市が策定
- 主に、市内公共交通機関である鉄道、バス、タクシーと連携した取り組みを記載



流山市地域公共交通活性化協議会の体制



流山市地域公共交通計画

1. 流山市地域公共交通計画とは

■ 基本方針と目標

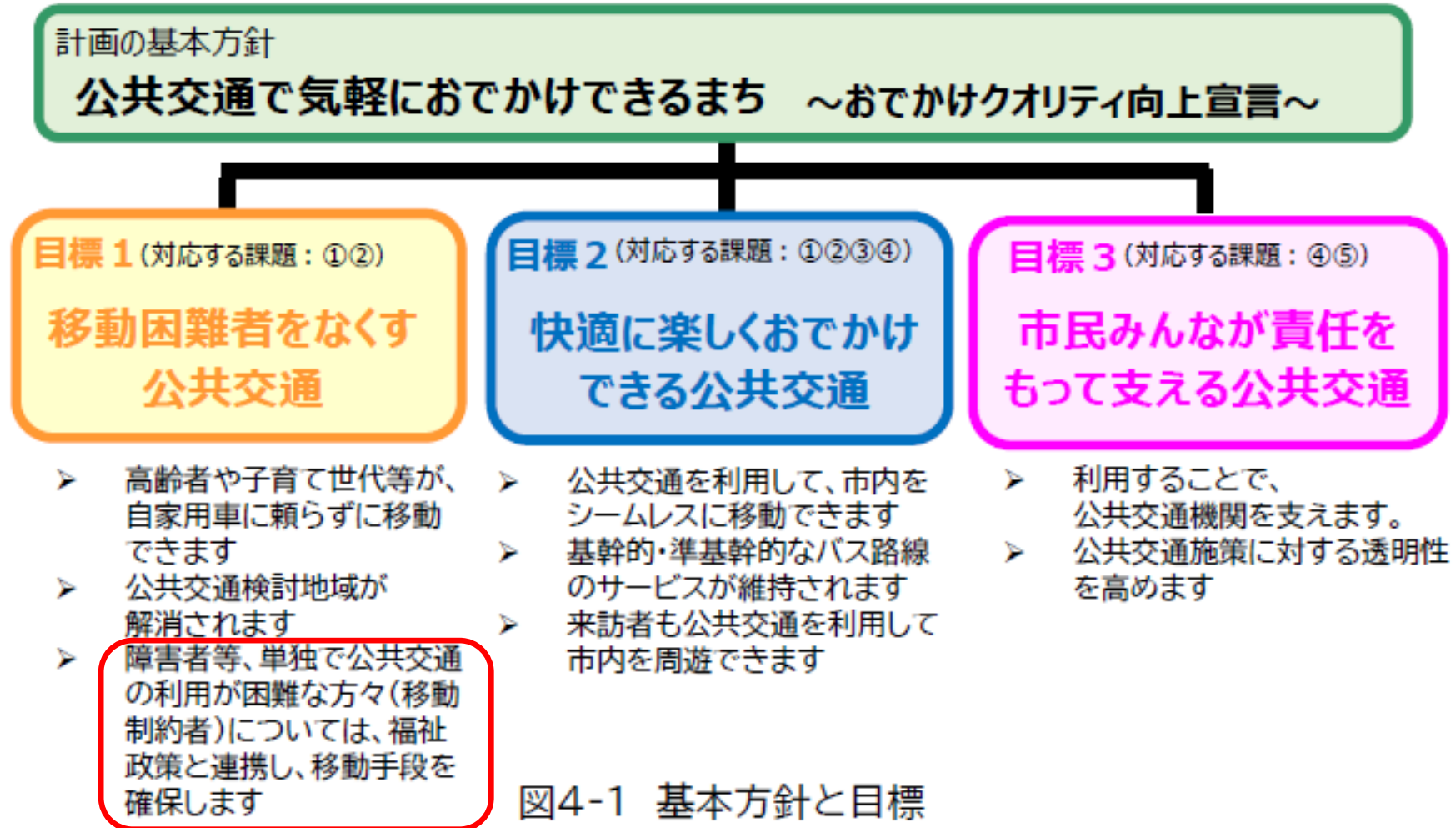


図4-1 基本方針と目標

2. 公共交通の現状とサービス導入の検討

■ 公共交通の現状

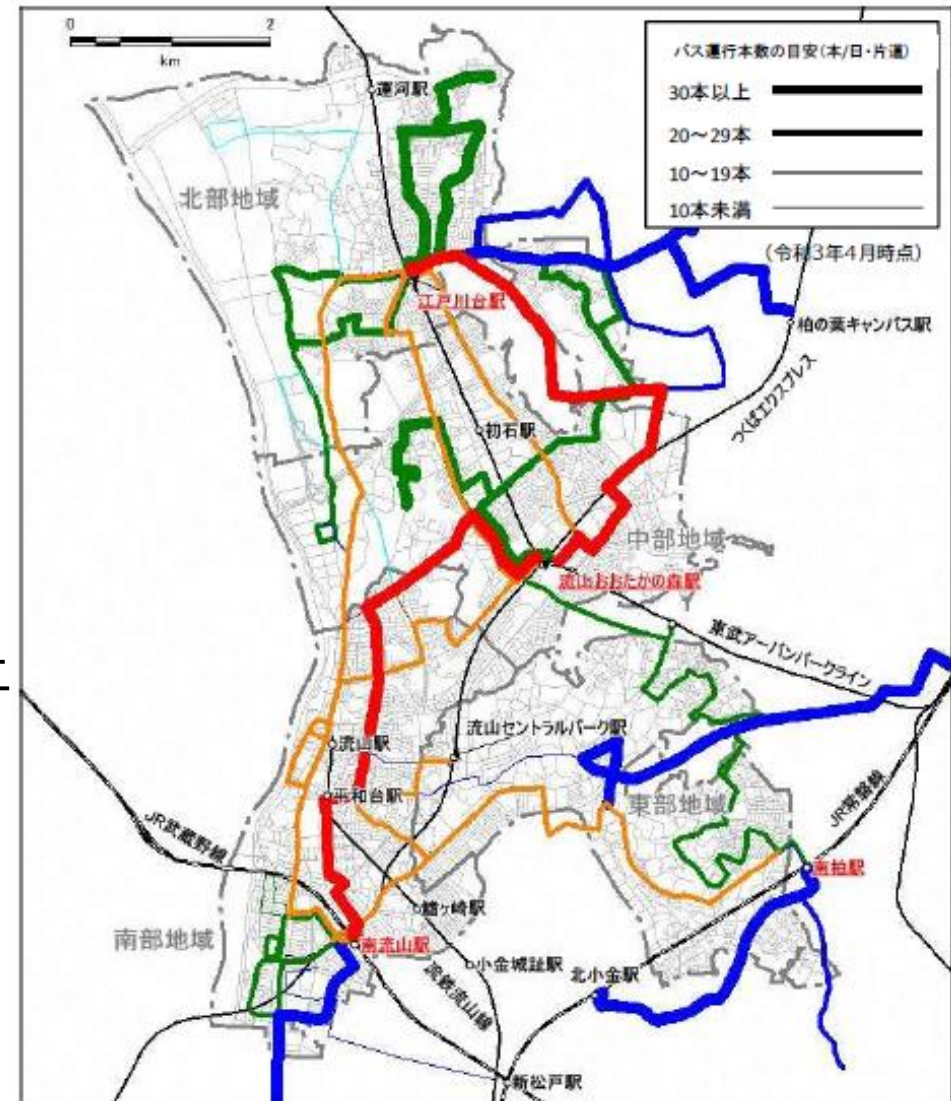
- 燃料費や人件費の高騰
- バスの運転士不足による「減便」や「路線の廃止」が相次ぐ
- 公共交通を維持することさえ困難な状況

■ 路線バスの廃止

- 令和4年12月、京成バス2路線が廃止
- 利用者の減少、運転士不足が原因

■ 流山ぐりーんバスの減便

- 令和6年4月、1日53便の減便
- 令和7年10月、1日22便の減便
- 運転士不足、時間外労働規制が原因



市内の公共交通網
(令和3年4月時点)

2. 公共交通の現状とサービス導入の検討

■ サービス導入の検討

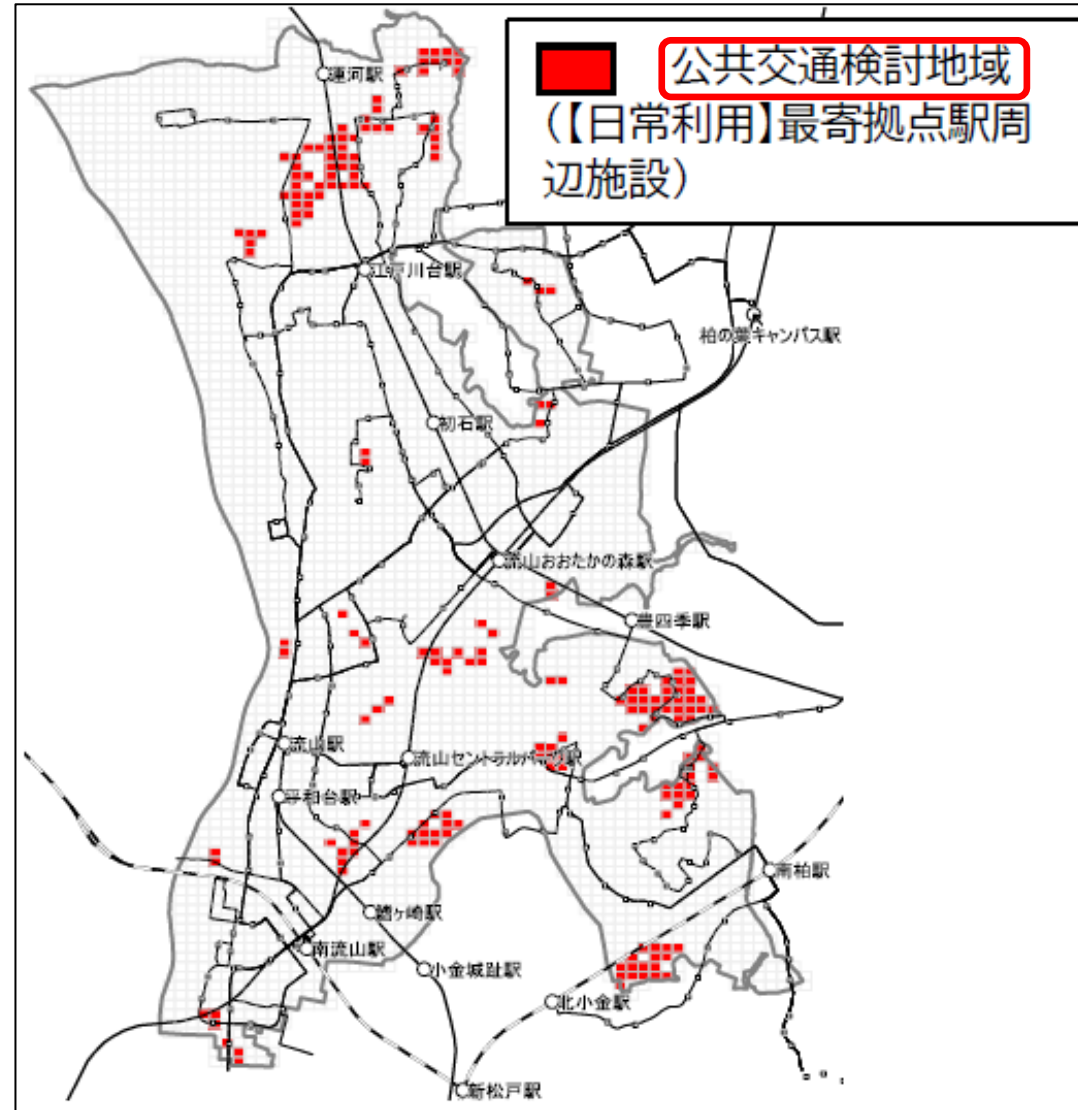
- 「公共交通検討地域」において公共交通導入に関する要望があった場合、検討を進める

■ 公共交通検討地域

- 市内を相対的に見て、公共交通を利用して「移動ニーズの高い駅」に行きにくい地域

【移動ニーズの高い駅】

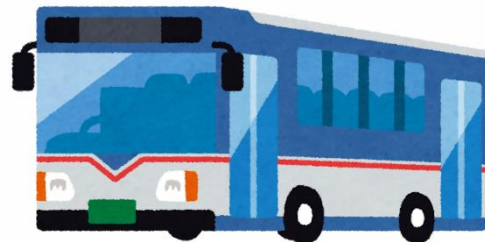
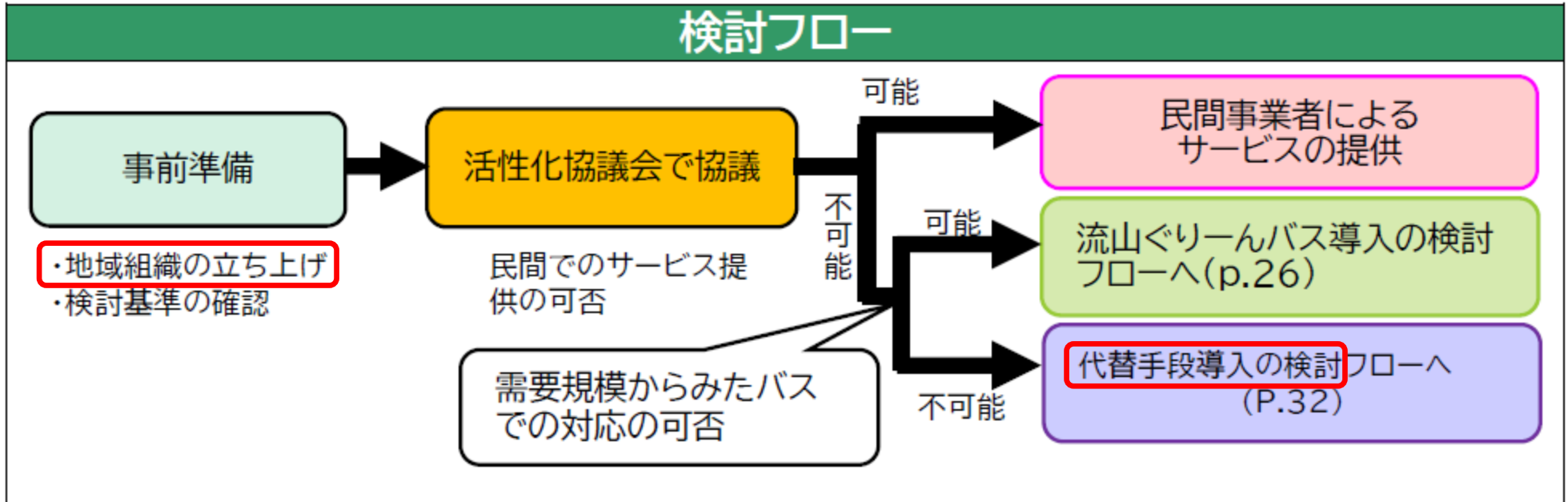
流山おおたかの森駅、南流山駅、江戸川台駅、初石駅、流山セントラルパーク駅、平和台駅、南柏駅、新松戸駅



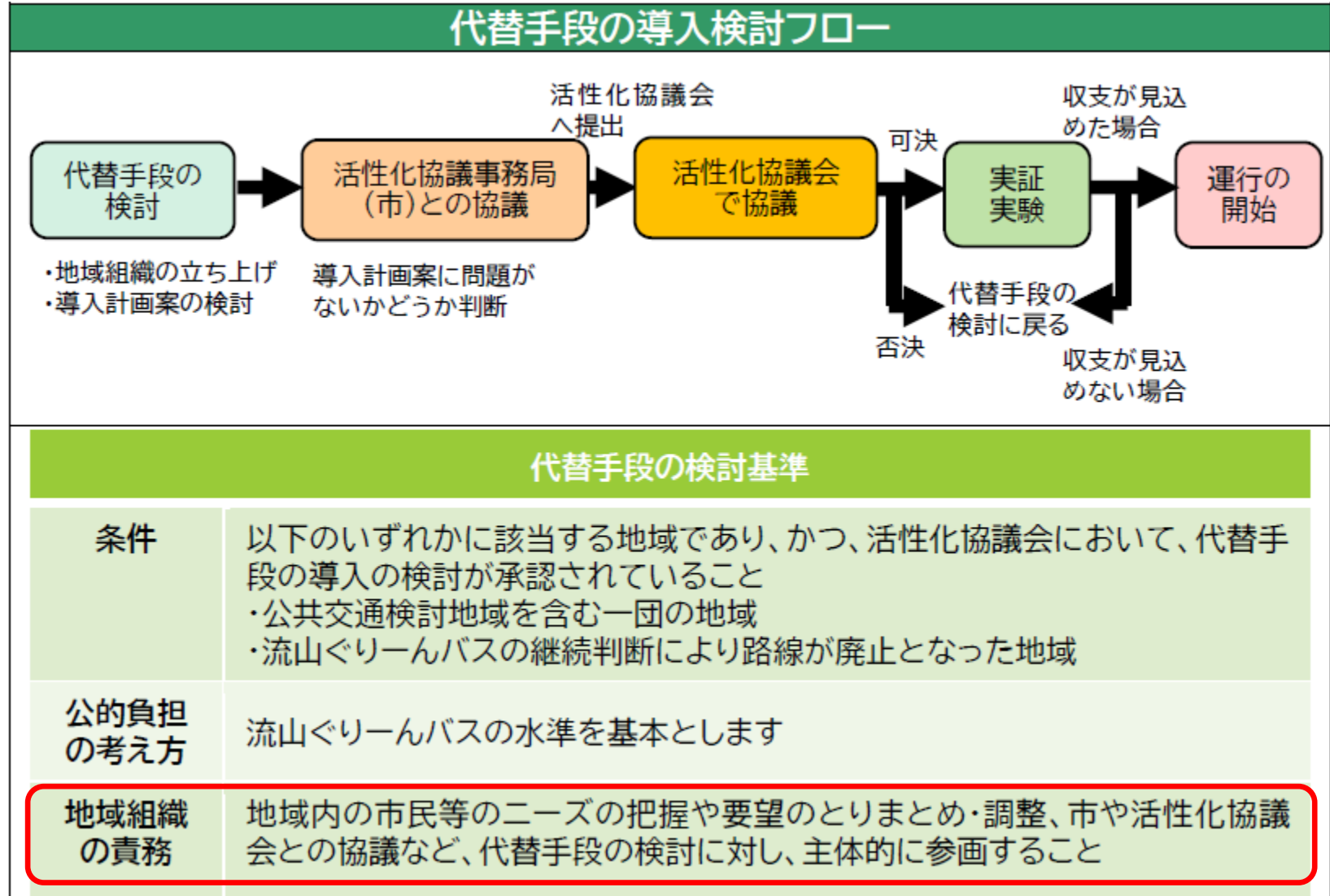
公共交通検討地域
(公共交通を利用しにくい地域)

2. 公共交通の現状とサービス導入の検討

■ 「公共交通検討地域」に対する検討フロー



3. 代替手段導入の検討

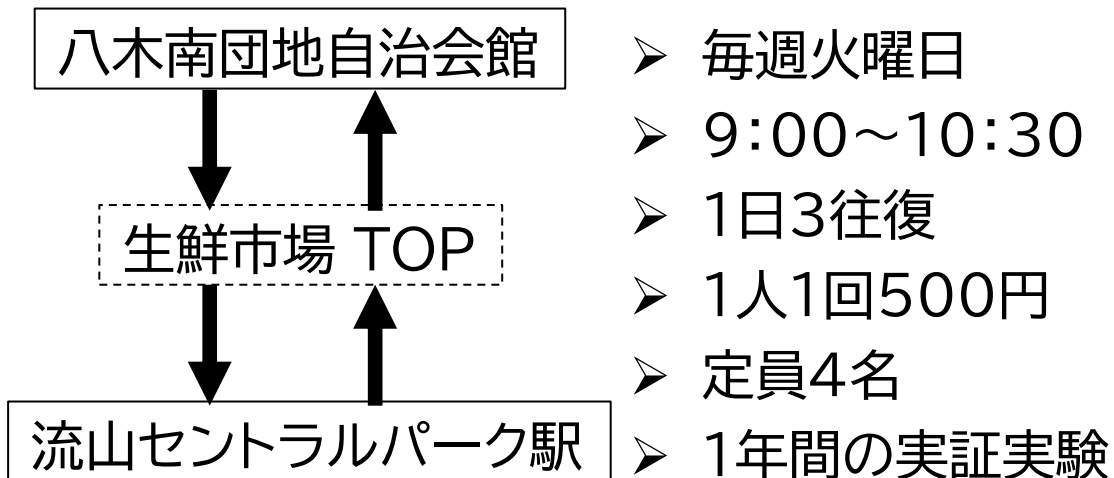


3. 代替手段導入の検討

八木南団地地区 乗合タクシー実証実験

- 複数の利用者が1台のタクシーに乗り、時刻表の基づき決められたルートを行
- アンケート調査で明らかになった「買い物・通院」に対応する代替手段
- 利用者登録により、誰でも利用可能な公共交通

【運行概要】



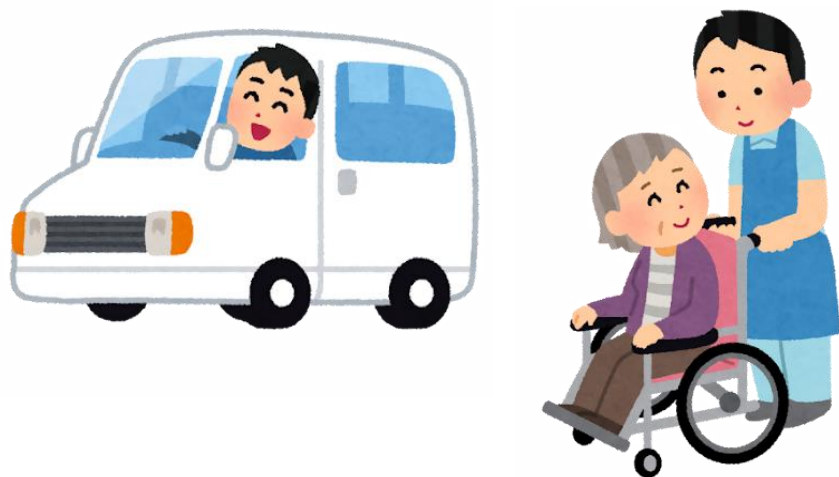
流山市の公共交通を補完する 福祉施策について

令和8年5月22日（金）
流山市 健康福祉部 福祉政策課

1. 福祉有償運送事業

概要

NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して、介護を必要とする高齢者や障害のある方など、一人で交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、有償で行う運送サービスです。



対象者（1～3の条件をすべて満たす方）

- 1 以下のいずれかに該当する方
 - 身体障害者
 - 知的障害者
 - 精神障害者
 - その他肢体不自由、内部障害、その他の障害がある方
 - 要介護認定を受けている方
 - 要支援認定を受けている方
 - 基本チェックリスト該当者
 - 2 会員として登録された方
 - 3 他人の介助によらず移動することが困難で、一人で公共交通機関を利用することが困難な方
- ※ 1～3の条件をすべて満たす方の付添人も対象となります。

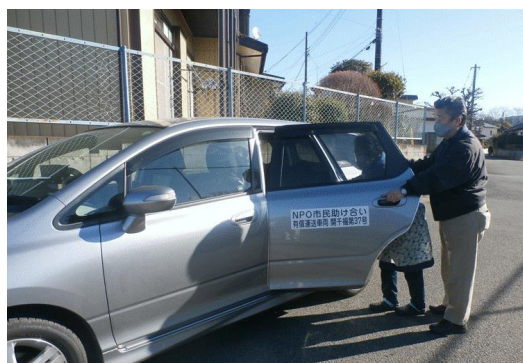
2. 外出支援サービス事業

概要

外出が困難な高齢者の自立した生活の継続、向上と、家族の負担を軽減することを目的としたサービスです。

居宅等の入口から、病院・診療所や通所介護施設の入口までの間の移動、乗降の手を添える程度の補助を行います。

福祉有償運送事業を行っている5事業者に委託しています。



外出支援サービス 送迎の様子

対象者（1～3の条件をすべて満たす方）

- 1 65歳以上でひとり暮らし
又は高齢者のみの世帯
及びこれに準じる世帯の方
- 2 下記のいずれかを所持している高齢者
 - 身体障害者手帳
 - 療育手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 千葉県特定医療費（指定難病）受給者証
 - 特定疾病医療受給者証
 - 要介護認定
 - 要支援認定
- 3 下記のすべてに該当する方
 - 送迎を頼める家族がいない方
 - 市民税非課税世帯の方
 - 福祉タクシー利用券等、市の類似サービスの利用をしていない方
 - 生活保護を受けていない方

市独自事業 高齢者支援課

3. 高齢者等 移動支援バス事業

概要

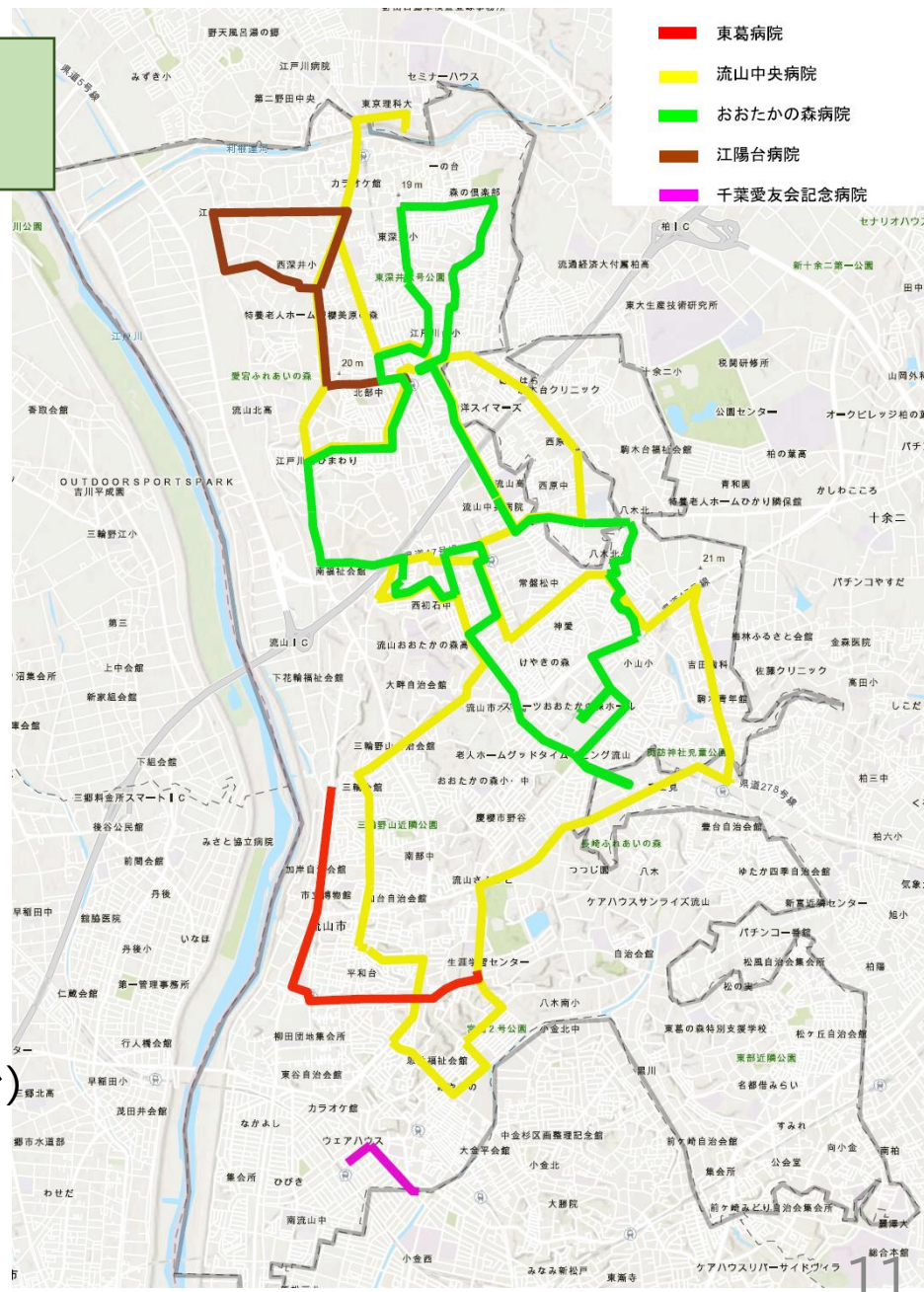
高齢者の積極的な社会参加を支援するため、市内で送迎バスを運行している病院等の協力により、バスの空席に無料で乗車できるサービスです。

令和7年度にドライバー不足と高齢化によって、ルートへの廃止及び減便がありました。

令和8年2月現在、5病院の協力により5ルート運行しています。

対象者（1～3の条件をすべて満たす方）

- 1 満65歳以上の方
- 2 送迎バスに一人で乗降できる方（ドアの開閉含む）
- 3 利用規約に同意した方



4. 高齢者免許返納一時金制度

概要

運転免許証を自主返納した75歳以上の高齢者に対し、路線バスやタクシー利用料金の一部（1人あたり最大10,800円）を助成します。

高齢者の運転免許証の自主返納及び自家用車から市内公共交通機関への転換を促進することで、高齢運転者による交通事故防止及び市内公共交通機関の利用促進を図ることを目的としています。

対象者（1～2すべての条件を満たす方）

- 1 運転経歴証明書取得時に75歳以上の方
- 2 今までに本制度を利用したことが無い方

実績

（1）申請者数

	申請者数 (人)
令和7年度	353
令和6年度	378
令和5年度	277

※令和5年度は11月から事業開始

（2）対象事業者数

令和7年度	タクシー	12事業者
	バス	3事業者

5. 福祉タクシー利用券の交付

概要

重度障害者が市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、運賃の一部を助成します。

助成額は、運賃の10分の9相当です。

※利用1回あたり720円まで

※1か月につき6枚（人工透析を受けている方は8枚）まで

対象者（1～3いずれかの条件を満たす方）

- 1 身体障害者手帳1・2級、
または肢体不自由（上肢を除く）3級
- 2 療育手帳[Ⓐ]・A
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級

実績

交付人数及び助成額

	交付人数 (人)	助成額 (円)
令和6年度	1,309	19,079,520
令和5年度	1,290	20,256,300
令和4年度	1,263	21,108,130